



安積の歴史シリーズI



第16回 近世 寛延一揆と頭取の役割

柳田 和久 (やなぎだ かずひさ)

郡山市文化財保護審議会
委員



大規模な一揆の発生

一揆とは、農民が大勢で幕府の代官所（天領）や藩へ直接願い事を訴え出ること、幕府や藩ではこれを禁止していた。

寛延年間（1748～1750）には、東北や中国地方で大規模な一揆が続発した。寛延2年（1749）に、中通り・会津地方で次々と一揆が起きた。一揆が起きた代官所や藩は第1表のとおりである。⁽¹⁾ 桑折天領では12月10日に一揆が起き、12日まで3日間続いた。次いで、12月12日には三春藩領、15日には二本松藩領、22日には会津藩領、23日には守山藩領、27日には笠間藩分領と塙天領で起きた。

第1表 寛延一揆の発生期間

藩 領	一揆発生期間
桑折天領	寛延2年12月10日～同年12月12日
三春藩領	寛延2年12月12日～同年12月13日
二本松藩領	寛延2年12月15日～同年12月21日
会津藩領	寛延2年12月22日～同年12月27日
守山藩領	寛延2年12月23日～同年12月25日
笠間藩分領	寛延2年12月27日
塙天領	寛延2年12月27日～同年12月28日

二本松藩領・三春藩領・会津藩領・守山藩領では、商人宅の打毀しなどを伴う大規模な全藩一揆として展開した。

一揆発生の原因

寛延年間、南奥州は凶作の年であった。二本松藩領内では、一揆が起こる3年前から連続の不作続きで、特に寛延2年（1749）は過酷で、収穫が6割の減収という厳しいものであった。稲の幼穂形成期・開花期にあたる7月・8月に、雨が降り続き低温の日が続いた。そのため、病害が発生し、穂の成長が止まり多大な影響を及ぼした。⁽²⁾

さらに、享保年間（1716～1735）から、幕府をはじめ諸藩では年貢の増収を図ったことも一揆を誘発した原因であった。

二本松藩の一揆

12月は各藩ともに年貢を納める月であったが、不作で各藩の農民は年貢を納められないでいた。

二本松藩領の農民も同様であった。安達郡針道組の村々では、寛延2年12月の初旬から農民が集まり、減免や延納などの相談をしていたところ、

他領で農民が一揆を起こし願ひ事が叶ったと聞いた。針道組の村々でも一揆を起こすことでまとまった。⁽³⁾

12月14日に安達郡西新殿村の農民が西泉寺に集り、年貢等の延納を話しあい、翌15日に針道組の村々が一揆を起こした。17日には田沢村・茂原村の農民が夏目木村へ押しよせ、夏目木村の農民を一揆に駆り出し、次々に隣村の農民を駆り出した。針道組の農民3,000余人を一揆に参加させ、さらに小浜組の農民を駆り出し、16日・17日の2日間のうちに、針道組・小浜組・糠沢組村々の農民を誘い出し、20日には二本松城下をめざし大平村島ノ内に結集した。集まった人数は1万8700余人と記されている。⁽³⁾

安積郡では、大槻組の村々より3000余人が郡山へ押し寄せ、如宝寺や観音堂に集まった。さらに郡山組・片平組村々の農民を駆り出し、1万8000余人にふくれあがり、城下をめざして進み出した。

一揆勢は20日に二本松城下に詰め、8ヶ条にわたる要求書を藩に提出した。⁽³⁾

一揆勢の要求

一揆勢の要求は、年貢を免じること。諸運上金を免じること。郡代・郡奉行の行った不作検地は不当であること。郡代・郡奉行を交代させること。藩役人岩井田舎人（昨非）を百姓に渡すこと等を要求した。⁽³⁾ 運上金とは営業税のことで雑税の一種である。

二本松藩では回答書を示し、年貢を半額にする。12月に納める分は6月まで延ばす。12月以前に納入すべきはずの未納分も6月まで延ばすの3ヶ条を認めた。一揆勢は、要求が一応聞き届けられたので村々へ引上げた。⁽³⁾

翌年の正月下旬から頭取の搜索が始まり、次々と頭取が捕えられた。頭取とは指導者である。

藩は、一揆勢に示した回答書を取上げ、年貢の半減を認めるどころか、御用米金や未納分の年貢米を2月より取り立て、先に示した回答を反故にした。唯一認めたのは、100石につき2両の御救金のみであった。⁽³⁾

一揆への参加強要

農民を一揆に駆り出す方法について、会津藩領では、二本松藩領の方法に習ったとある。その方法とは「農民を一揆に参加させるため、領内の村々を駆け廻り、一揆に出なければ打ち殺す、家を踏み潰す、焼き払う等と叫びながら村内を触れ廻った。農民達は、打ち殺され、家を踏み潰され、焼き払われては大変と、我も我もと一揆に加わり若松に行った」と記されている。⁽⁴⁾

守山藩では、木村村庄屋伊衛門・組頭瀧衛門が、25日に守山藩領で起きた一揆の様子を守山陣屋に知らせている。報告のなかで、「頭取が村々を触れ廻り、道具は斧・鉞を持参せよ、もし出なければ打ち潰すと呼びかけ、上の方へ登って行った。農民達は出なければ打ち潰されるので一揆に加わった」と述べている。⁽⁵⁾

一揆勢への食料強要

数日間にわたり一揆を持続させるには食料が必要である。『土民夢物語』には、「衣装は麻を上着と定め、俵を背負い、俵には焼飯やこうせん、あるいは鉞・まさかりを入れ、一俵ずつ背負って一揆に加わること、酒屋で酒を飲んだ場合は酒代を払うこと。持参した食糧が尽きた時は、穀屋に頼み炊いてもらうこと。田畑を荒らさないこと。町人に対し悪口雑言を言わないことなどの法度を作り、背いた場合は打ち殺すと決めていた」とある。⁽⁶⁾ 山田忠雄氏は、『土民夢物語』の記載は、「明治17年の秩父困民党の軍律の先駆をみる思いがする」と疑問を呈している。⁽⁷⁾

守山藩では寛延3年（1750）2月23日に、一揆勢に食糧を提供した酒屋を取調べている。食料を提供した者は11名である。⁽⁸⁾ 11名は打毀しを免れた。取調べは、一揆勢に米や酒を提供した経緯で、提供者が一揆勢に使いの者を出して呼び入れたのか、予め一揆勢と示しあわせ、数量を見積って米や酒は提供したのか否かである。⁽⁸⁾

これに対し、山中村の武兵衛は、1人の者に酒等を振る舞うよう懇願されたので、承知した旨を答えると大勢でやって来た。下行合村の孫二衛門

は、大勢が立ち寄り、酒を要求されたため提供した。大善寺村善蔵は、一揆勢が酒を飲み、酒を飲んだ者から聞いて別の者達が来たのであり、一揆勢に使いを出したのではないと述べている。⁽⁸⁾

一方、守山藩領では、取次七郎左衛門・目明し新兵衛・徳定村庄屋喜左衛門・大善寺村庄屋治郎左衛門が打毀しにあった。七郎左衛門は陣屋からの触や達を農民に伝え、農民の願い事などを陣屋に取次ぐ役を勤めるかたわら、酒屋・質屋等を営んでいる。喜左衛門・治郎左衛門も被害状況より穀屋・酒屋を営む在郷商人である。⁽⁹⁾ 食料の提供を拒んだ穀屋・酒屋は打毀されたのである。

一揆勢は、打毀しを背景に穀屋・酒屋に米や酒を提供させ、拒否すると打毀したのである。

頭取の役割

二本松藩では、翌寛延3年(1750)2月から頭取(指導者)の探索が始まった。21名が捕えられ拷問にかけられ、12月12日に処分が言い渡された。⁽¹⁰⁾ 処罰された理由から中心となった者達の役割が判明する。

田沢村の宗右衛門は頭取(指導者)で、一揆に出る際に、名主・組頭より説得され帰ろうとした者を、1人も帰ることは許さないと申し、帰さずに一揆に参加させた。同村の辰之助は、農民を広沢寺に集めた時に、来ない者を呼びに行った。同村の十蔵は、2ヶ所で村中の農民に一揆に参加するよう呼びかけ強要した。同村の小四郎は、4、5人と申し合わせて願い事を相談し、同村の定八と共に茂原村の農民と相談し一揆に誘い出した。

同村の喜六・三右衛門は、夏目木村の農民に「一揆に加わらない者は、帰りに家を打毀し、酒屋半右衛門から借金させ、年貢を納められないでいる者の分を納めさせる」と参加を強要した。

東新殿村の寿右衛門は頭取で、一揆の要求を藤左衛門に書かせ、願い書に連判するよう強要した。同村の賀兵衛は、三右衛門と倅伝蔵を茂原村に遣わし、東新殿村は明日一揆に出るので、茂原村も出るよう伝えさせた。同村の藤左衛門は、寿右衛門の指図を受けながら連判状を作成した。

西新殿村の伝右衛門は頭取で、配下の者に一揆の要求書の案文を作成させた。さらに、村の者が一人でも年貢を納めたら、納めた者より金銭や米を借り、納められないでいる者の分も納めさせると申し。同村の宗左衛門は、名主が願い書を取り継がない場合は、藩役人へ直接渡すと申し一揆の世話をした。

茂原村の勘治は頭取で、田沢村へ一揆を起こすかどうか使いの者を遣わした。また、卯兵衛と相談して要求書を作成した。さらに、藩役人と交渉し一揆の要求を認めさせた。同村の卯兵衛は、願い書の文言を知っていると申し要求書の世話をした。

上太田村の善右衛門は頭取で、一揆に加わらない者の家を打毀すと威し、村中の者や隣村の者を一揆に参加させた。さらに、北戸沢村の多次右衛門・藤左衛門宅へ行き一揆を勧め、参加しない家は火を付けると申し参加を強要した。

南戸沢村の理右衛門は頭取で、一揆に加わらない者からは金銭や米を借りるなどと威し参加を強要した。杉沢村の多三郎と吉兵衛は、要求書の作成に世話をした。

このように、各村に頭取がおり、頭取の下でそれぞれ役割を分担して一揆を起して農民を駆り出し、農民の威力(打毀し)を背景に、穀屋・酒屋に食料を強要したのである。

註

- (1) 庄司吉之助『史料東北諸藩百姓一揆の研究』、寛延2年「守山藩御用留帳」郡山市歴史資料館所蔵
- (2) 『郡山市史』2近世上
- (3) 『二本松市史』6・『本宮町史』6
- (4) 庄司吉之助著『史料東北諸藩百姓一揆の研究』
- (5) 寛延2年「守山藩御用留帳」
- (6) 註3
- (7) 山田忠雄著『一揆打毀しの運動構造』
- (8) 寛延3年「守山藩御用留帳」郡山市歴史資料館所蔵
- (9) 寛延2年「守山藩御用留帳」、寛延3年「守山藩御用留帳」
- (10) 註3